

総務教育常任委員会資料

(平成28年1月21日)

【件名】

・ 平成27年度第3回鳥取県総合教育会議の開催結果について（教育総務課）	別冊
・ 子育て王国とっとり条例の一部改正について（小中学校課）	1
・ 鳥取養護学校における医療的ケアについて（特別支援教育課）	2
・ いじめにかかる調査委員会の設置について（いじめ・不登校総合対策センター）	4
・ とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（案）のパブリックコメントの結果 について（図書館）	5

教育委員会

子育て王国とっとり条例の一部改正について

平成28年1月21日
福祉保健課
子育て応援課
教育委員会事務局小中学校課

1 経緯

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困対策が総合的に推進されることとなった。

本県においても、平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策に取り組んできたところであるが、全国的に子どもの貧困対策の重要性が強く認識されている現状において、本県における子どもの貧困対策推進についての強い意思を改めて市町村や県民の皆様に示す必要があると考えている。

また、少子化、核家族化など子育て家庭を取り巻く社会環境の変化の中で、これまで以上に家庭教育を支援していくことが必要となっている。このため、家庭教育支援についても、力を入れていくという意思を示す必要があると考えている。

については、これらの状況を踏まえて、「子育て王国とっとり条例」の一部を改正しようとするものである。

2 検討中の改正の概要

○子どもの貧困対策を推進するため、貧困が次の世代に連鎖しないよう、各種支援を行うことを明記すること。

○家庭及び地域の教育力の向上の重要性に鑑み、家庭教育支援及び地域の教育力の向上に関する施策について明記すること。

3 今後のスケジュール

1月下旬～ パブリックコメントの実施

2月上旬

2月 2月議会に条例案提出

鳥取養護学校における医療的ケアについて

平成28年1月21日
特別支援教育課

鳥取養護学校における医療的ケア実施体制の改善策の1つとして、平成27年度9月補正予算により常勤看護師の配置を行うこととし、その人選を進めてきたところですが、この度常勤看護師の配置を行いましたので、その概要を報告します。

1 常勤看護師の配置について

(1) 平成27年度

- ・平成28年1月から、県立総合療育センター（米子市上福原）の正職員である看護師長が併任（兼務）する形で、週1日程度、鳥取養護学校で勤務していただくこととなりました。
- ・2月以降については、徐々に回数を増やし、週1～2日程度の勤務となる予定です。

(2) 平成28年度

- ・平成28年4月からは、総合療育センターからの人事異動により、鳥取養護学校を本務とし、勤務することとなる予定です。

2 常勤看護師の役割について

日常的な医療的ケアのみでなく、勤務時間帯等の関係で非常勤看護師では実施が困難であった、医療的ケア実施に係る保護者・教職員・関係機関等との連携・調整、会議参画などのコーディネート業務に携わることで、特別支援学校における医療的ケアの実施体制整備や質の向上に大きな役割を果たすものと考えています。

引き続き、学校と教育委員会とが一丸となり、看護師へのサポート体制の充実を含めた医療的ケアの実施体制整備等に取り組んでいきます。

3 その他

(1) 非常勤看護師の配置状況

鳥取養護学校においては、依然として県立中央病院及び他の特別支援学校からの応援派遣を受けて医療的ケアを実施しているところであり、引き続き看護師の確保に努めます。

(2) 教職員医療的ケア研修会

平成28年1月12日（火）、鳥取養護学校を会場に「教職員医療的ケア研修会」開催しました。県立総合療育センター副院長汐田まどか氏を講師に、医療的ケアの基本的な考え方、呼吸障がいの病理・解剖学・リハビリテーションの知識等について講義していただきました。3会場（倉吉養護学校及び皆生養護学校はネットワーク配信）で約150名の参加があり、保護者にも参加していました。

平成28年度においても、教職員を対象とした研修を充実させ、医療的ケアが必要な幼児児童生徒の身体面・心理面・認知面の発達を促す教育を充実させるよう取り組んでいきます。

(参考)「県立鳥取養護学校における医療的ケア等に関する調査結果」(教育総務課教育行政監察担当)
に基づいた具体的改善策

※ _____部分は、前回常任委員会報告(10月7日)以後に実施したもの

調査結果における改善提案	具体的改善策
(1) 医療的ケアの内容・方法等の決定について ①医療的ケアの内容の決定・変更方法 ○学校医の指示書によるケアの決定・変更の徹底と学校における内容の検討 ②医療的ケア等に係る保護者からの要望の反映方法等 ○保護者からの要望の処理手順の明確化と看護師・学校医意見の反映 ○要望内容・処理結果の文書化 ○要望・苦情等への対応要領の作成 ○医療的ケアの基本手順の制定 ○ケアのタイムスケジュールに関する保護者との共通理解の醸成 ○各児童・生徒に係る医療的ケアに関する手順の再整理	<ul style="list-style-type: none"> ケア内容の決定(・変更)については、書面で申請することを保護者に対して周知徹底した。 ケア内容の決定(・変更)方法を図式化するなど、教職員に対して徹底した。 ケア内容が学校で対応できる範囲かどうか、学校医、看護師が参加した校内委員会で十分検討を行うこととした。 「医療的ケアが必要な県立特別支援学校児童生徒学習支援事業実施要項」にケア内容の変更手続きを明記する。 ⇒ 医療的ケア運営協議会で要項改正(案)については協議済みであり、関係機関との調整が終わり次第、改正後の手続きを保護者に周知する予定である。 児童・生徒の状況や学校の運営体制によるケア内容の変更(水分の注入量、ケア時間の変更等)については、あらかじめ保護者、主治医、学校医、看護師等と協議をした。 保護者からの要望等に対する「対応要領」を作成した。 学校における医療的ケアに関する考え方(タイムスケジュールに関する保護者との共通認識の醸成を含む。)について説明した。 現在作成されている児童・生徒個人別の医療的ケアに関する手順書を保護者と再点検した。
(2) 看護師の意思決定過程等への参画・教職員との情報共有について ○看護師のカンファレンス等への参加 ○修学旅行等のスケジュール作成における看護師との打合せの実施 ○常勤看護師の配置検討 ○保護者要望の検討に係る看護師意見の聴取	<p>⇒ 1月から常勤看護師を配置し(総合療育センターの看護師長に併任(兼務))、以下の対応とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤看護師が医療的ケアに関わる各種会議に出席する。 常勤看護師が看護師(非常勤)の医療的ケアに関わる各種会議への参加計画を作成し、必要な会議に出席できるよう調整する。また、学校行事を計画する際には、校内委員会での検討を含め、看護師と教員との事前協議の時間を設定する。 保護者からの要望等に対する「対応要領」の中で、検討過程においては看護師の意見を聴取することを明記する。
(3) 人員配置について ○看護師の予算上の人役(時間数)の再算定と人員確保	<ul style="list-style-type: none"> 1日5人体制での対応を6人体制に増員して対応することとし、人役(時間数)の増を図った。 看護師(非常勤)が医療的ケアに関わる各種会議、資質向上のための研修会に参加できるよう、有給休暇の取得を含め、無理のない勤務体制となるよう予算・人員確保を行っていく。 ⇒ 必要な人役を28年度当初予算で検討している。
(4) 看護師の勤務条件等について ○有給休暇の適切な付与 ○勤務時間外における勤務の解消 ○看護職賠償責任保険への加入の推奨等	<ul style="list-style-type: none"> 休暇付与日数を職員へ明示するとともに、請求があった場合は原則取得できるよう運用を徹底した。 通常想定される業務は所定勤務時間内に行えるよう徹底する。 看護職賠償責任保険制度の案内を行った。 ⇒ 必要な措置を28年度当初予算で検討している。
(5) 学習及び医療的ケアの環境整備について ○学習・医療的ケアの環境整備のためのルール作り	<ul style="list-style-type: none"> 保護者説明会の時に、医療的ケア実施に当たっての環境づくり等お願いをしたところであり、今後も、機会をとらえて理解を深めていただくように努める。

いじめにかかる調査委員会の設置について

平成28年1月21日
いじめ・不登校総合対策センター
高等学校課

県立高校の保護者より「いじめ防止対策推進法における重大事態としての申立書」が当該校に提出され、保護者、学校、県教育委員会の三者で申し立て内容について確認するとともに、保護者の意向を再確認した結果、いじめについての内容を調査するための調査委員会をいじめ防止対策推進法に基づき県教育委員会内に設置し、当該事案について調査することになりましたので報告します。

1 申立概要

[男子部員に対する運動部内のいじめについて]

運動部内のいじめと一連の暴力行為により、長期加療が必要な状態となったことの詳細な調査、報告及びそれにふさわしい指導を求める。

2 いじめの概要等

- (1) 被害生徒 県立高等学校 男子（運動部）
- (2) 加害生徒 県立高等学校 男子 数名（同じ運動部）
- (3) 内容 部活動内のいじめと部活動中における暴力

3 これまでの経緯

- ・9月に行つたいじめアンケートに被害生徒がいじめを訴える。
- ・学校はいじめ問題対策委員会を開催。
- ・被害生徒保護者より、被害生徒が部活動中に打撲を負っていたとの訴えがある。
- ・学校はいじめの事実を確認。個別に厳重注意及び同部当該学年への指導・説諭を実施。
- ・12月22日、学校に対し、調査委員会設置の申立書が提出される。
- ・1月、県教委は設置を決定。

4 今後の予定

- 1月中目途 医師、弁護士、臨床心理士、学識経験者で構成する調査委員会を設置
- 2月～4月 調査委員会開催（5～6回の開催を想定）
- 4月～5月 調査委員会より調査結果答申

※ 被害生徒本人に対する支援・ケアは、引き続き学校において継続する。

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン（案）のパブリックコメントの結果について

平成28年1月21日
図書館

とっとり学校図書館活用教育推進ビジョン(案)に係るパブリックコメントを実施したところ、県民の皆様から多くの意見をいただきました。主な意見とその対応方針は、以下のとおりです。

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 実施期間 平成27年12月10日（木）～平成28年1月7日（木）
- (2) 公募方法 ホームページ、新聞広告(12/20)、県民課・各総合事務所等関係機関への配架
県立図書館・市町村役場窓口等での概要チラシ配布、報道機関への資料提供
- (3) 応募件数 42件（32人）

2 主な意見と対応方針

- ビジョン案そのものというよりも、ビジョンに掲げた内容の実現、推進に向けた建設的意見が多い。
- 小中学校の学校図書館や教職員の現状に関する意見が多く、今後の重要な検討課題と思われる。
- ビジョンと直接関わりはないが参考となる意見も多く、今後の取組に活かしていきたい。

対応方針	件数	主な意見
反映 (一部反映を含む)	3	<ul style="list-style-type: none">・市町村ごとの図書費や冊数を示し数値目標をあげてはどうか。・まず「学校図書館活用教育」の定義が必要ではないか。・保育園に関する記述が少ない。
既に対応済み	4	<ul style="list-style-type: none">・教職員の意識啓発が重要であり、研修を充実してほしい。・図書館の「そだてる」機能に期待する。そのためにもハンドブックを活用する研修会をもち、活かしてほしい。・学校図書館と家庭・地域の関わりの具体例を示してほしい。
今後の検討課題	19	<p>【学校司書の配置等】</p> <ul style="list-style-type: none">・学校司書が専門性を十分に發揮し、力一杯仕事のできるような環境整備をしてほしい。そのためにも、小中特別支援学校の学校司書の正職員化を希望する。・他校との掛け持ちの状況もあるので、学校司書を各校一人とし、児童生徒がいる間は常時開いている図書館にすべき。・読書をする子どもを育てるために、全県の学校図書館に司書が配置されることを願う。・学校司書の職務の重要性から、常勤職員として司書教諭とともに研修を受けたり、教員や児童と話せる時間を確保してほしい。・学校司書を孤立化させず力を発揮できる環境づくりが必要。司書相談員の訪問、司書間の情報共有システムの構築などを検討してはどうか。

		<p>【司書教諭等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョンが、学校図書館を利用する全ての教職員に浸透してほしい。 ・司書教諭や授業を行う教員が忙しく、さらに学校司書の勤務時間が短いため打ち合わせの時間が持てない。 ・司書教諭が専任となることも将来的に検討してほしい。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館活用には中学校区単位での取組が不可欠。小学校で土台づくりをするためにも図書費を増額してほしい。 ・図書費の増額のほか図書環境整備の費用を出してもらいたい。 ・小中学校が県立図書館の図書を利用する手続きを簡素化してほしい。 ・司書教諭や学校司書に加え保護者、ボランティアに共通理解を育む事業をしてはどうか。
その他 参考意見	1 6	<ul style="list-style-type: none"> ・現状と課題がよく分かる。また目指す方向性が明記され、具体的な教育活動の見通しが持てる。 ・学校図書館の取組に差がある。全ての学校がこのビジョンに沿って取り組むことを願う。 ・学校図書館は子供達にとって大切なところであり、終日学校司書がいる図書館となるよう、県から市町村に積極的に働きかけてほしい。 ・市町村における学校司書の配置状況、勤務時間等を掲載するなど実態把握した上で、学校図書館のあるべき姿を検討してほしい。 ・障害者差別解消法の基礎的環境整備と合理的配慮について、全ての市町村図書館、学校図書館でもさらに推進してほしい。 ・学校図書館にふるさと鳥取を知ることができる資料を置き、授業で活用できればよいと思う。 ・学校図書館の蔵書の程度を危惧する。処分や購入など公立図書館が手助けをしてほしい。
計	4 2	

3 今後のスケジュール

1月22日 第4回学校図書館活用教育のあり方検討委員会

2～3月 策定・通知